

## § 4 家庭用品安全対策事業

快適な生活を求める消費者ニーズに応えるため、多種多様な素材や化学物質が使われた様々な家庭用品が販売されており、便利な反面、健康被害の原因となる可能性が危惧されている。

家庭用品安全対策事業は、健康安全室に家庭用品衛生監視員を5名配置し、家庭用品に含有される有害物質による健康被害発生の未然防止を目的に、広範な販売網を持つ大型小売店舗を中心とした監視指導等を行っている。

また、法で規制されている有害物質（平成22年3月末現在 20物質）の含有状況について、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に、小売店及び通信販売において試買検査（検体数 258件）を実施した。なお、4検体において、法の基準値を上回ることが判明したため、当該店舗における販売中止を指導するとともに、違反原因の究明調査のため、関係自治体へ通報した。

さらに、規制対象外の家庭用品等についても、有害物質の含有状況の調査を目的とした検査（検体数 16件）を実施した。

消費者対策としては、保健所で開催される離乳食教室において講習会を実施し、家庭用品に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

表 252 業種別試験実施延施設数

	総数	小売店	卸売業	輸入業	製造業
総 数	84	84	-	-	-
川 崎	26	26	-	-	-
幸	8	8	-	-	-
中 原	7	7	-	-	-
高 津	21	21	-	-	-
宮 前	5	5	-	-	-
多 摩	3	3	-	-	-
麻 生	13	13	-	-	-
そ の 他	1	1	-	-	-

資料：健康安全室